

令和元年度第2回 川崎市インバウンドビジネス等推進モデル事業

補助金交付希望事業者の募集について

- 川崎駅周辺は、東海道の宿場町として古くから土地利用が図られ、高度経済成長期には全国から労働者が流入し、京浜工業地帯を支えるまちとして発展してきました。現在では、羽田空港に近接する立地特性を活かしたインバウンド誘致など、新たな来街者によるまちの賑わいが求められる一方で、駅の縁辺部においては建築物の老朽化や空きビル等が散見される状況にあります。また、川崎市では、川崎駅周辺に集積する簡易宿所群や、公園等を活用したリノベーションスクールを開催するなど、既存ストックを有効活用したまちづくりについて積極的に推進しているところです。
- そこで、この度、遊休不動産のリノベーションを予定している物件オーナーの御協力をいただき、「インバウンドビジネスの普及促進に繋がる、まちの賑わい創出や地域コミュニティの活性化」を目的とした「川崎市インバウンドビジネス等推進モデル事業」を実施いたします。
- つきましては、本事業の実施にあたり、上記趣旨に基づき本市の取組と連携する法人事業者又は個人事業者を募集します。また、本対象事業に選定された物件の事業者に対し、地方創生推進交付金（内閣府）を活用し、リノベーションに必要な設計及び改装工事に係る経費の一部に補助金を交付いたします。

1 補助金交付の対象

(1) 補助対象者・補助対象施設

- ア 補助対象者は、上記趣旨の達成に資する新たな改装工事を行う法人事業者、又は個人事業者とする。
- イ 対象施設は、次の各号に該当する建築物等の全部、又は一部であること
 - (ア) 対象区域に所在している建築物等であること
 - (イ) 建築物については、築後概ね 20 年以上経過しているものであること
 - (ウ) 改装工事を行うことにより、地域の魅力が発信され、外国人観光客等の来街者を呼び込むなど、まちの新たな魅力・活力の創出及びインバウンドビジネス等の普及促進を図るものであること

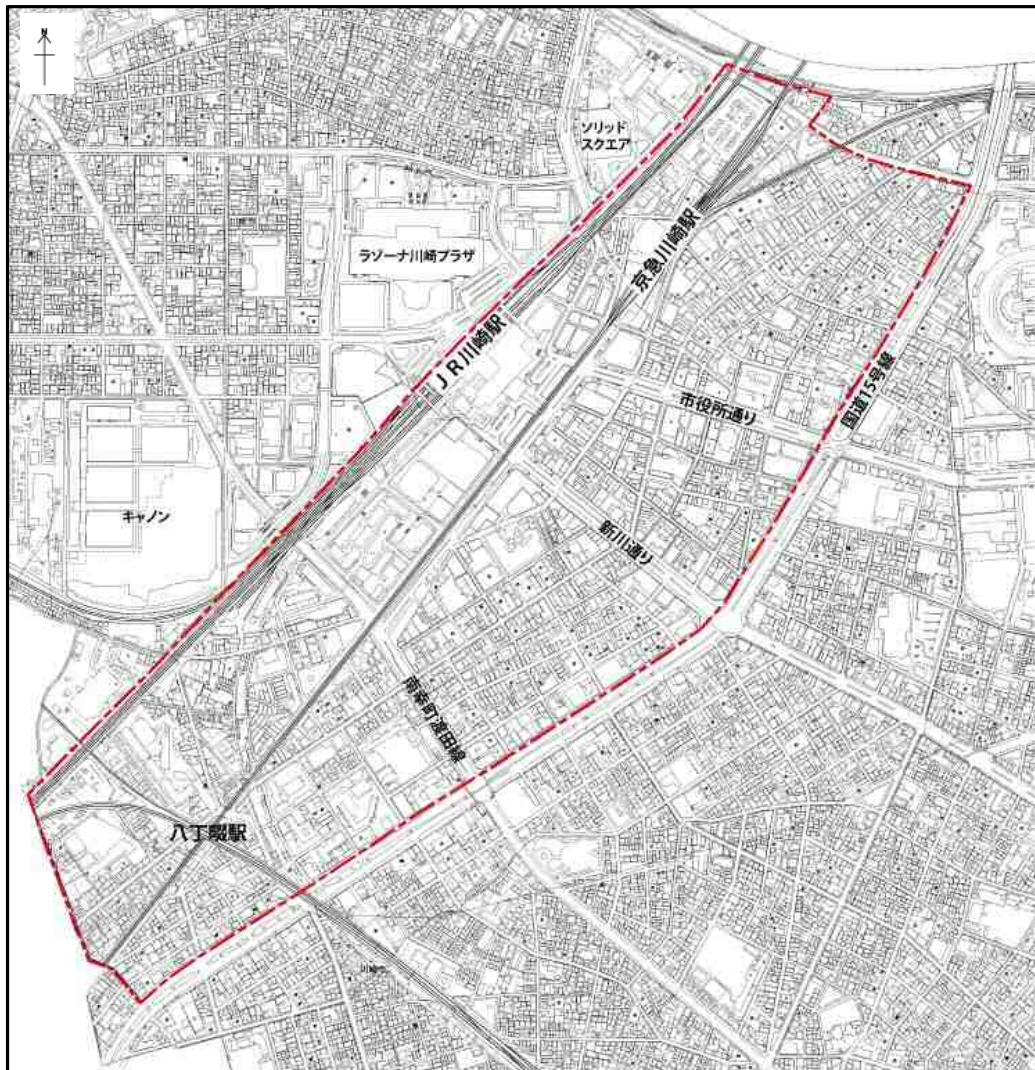
(2) 応募資格

- ア 本事業の目的等に沿った事業提案ができること
- イ 事業提案の内容を確実に遂行できる十分な資力、信用を有すること
- ウ 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しないこと
- エ 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと
- オ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続きの申立て又は、民事再

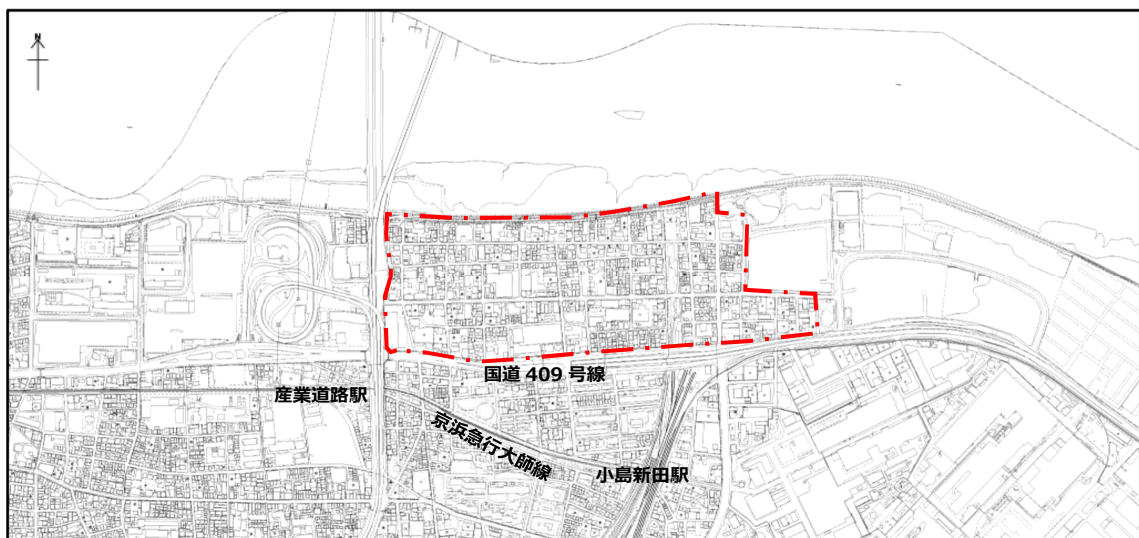
- 生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続きの申立てをしていないこと
- カ 国税・地方税を滞納していないこと
- キ 政治活動、宗教活動を目的としていないこと
- ク 代表者又は役員等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員に該当しないこと

(3) 補助対象区域

次の区域を補助対象区域とします。



--- 川崎都市計画都市再開発の方針で定める特に一体的かつ総合的に市街地の再開発を促進すべき地区及び整備促進地区のうち、川崎駅東口の縁辺部を対象とする範囲



--- 殿町地区まちづくり対象地区

2 補助金交付の対象件数及び対象費用

(1) 補助対象経費

リノベーションのために必要な設計及び改装工事に係る経費のうち、外国人観光客の集客効果や周辺地域への波及効果が期待されるなど、インバウンドビジネス等の普及促進に繋がるとともに、まちの賑わい創出や地域コミュニティの活性化に資するものとする。

(2) 補助金額

補助対象経費（消費税及び地方消費税相当額を除く）の3分の2を以内とし、500万円を限度に、市の予算の範囲内にて交付する。

（1千円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）

3 募集期間及び受付時間

令和元年11月5日（火）～令和元年12月27日（金）（土・日・祝休日を除く）

8時30分～12時及び13時～17時15分

（予算がなくなり次第終了）

4 応募方法・提出書類

申請書を漏れなく記入し、必要書類を添えて、持参にてご提出ください（郵送、FAX、電子メール等不可）。申請書様式等は、川崎市ホームページからダウンロードできます。

※提出部数：1部（併せて、(1)～(4)については、電子媒体（CD-R1枚）に保存したものを提出してください。）

- (1) インバウンドビジネス等推進モデル事業補助金交付申請書（第1号様式）
- (2) 事業計画書（事業目的、事業内容、工事概要、工程表等）（第12号様式）
- (3) 工事前・工事後の建物等の配置図、平面図、面積表（対象範囲を記入したもの）
- (4) 工事前の写真
- (5) 印鑑証明書
- (6) 登記簿謄本（土地、建物）及び公図
- (7) 工事費の見積書等（3社以上、数量項目を揃えたもの）
- (8) その他市長が必要と認める書類
- (9) 申請者の種類に応じて必要な書類

ア 補助金の交付を申請する者が法人事業者である場合

- (ア) パンフレットなど法人概要が分かるのもの
- (イ) 定款（写） ※最新のもの
- (ウ) 履歴事項全部証明書（写）（特定非営利活動法人の場合、役員名簿等） ※交付申請日前3ヶ月以内に発行されたもの
- (エ) 決算報告書又は確定申告書（過去2箇年分）（特定非営利活動法人の場合、収支計画書・活動報告書）
- (オ) 法人税（国税）の納税証明書（その3の3「法人税」及び「消費税及び地方消費税」の未納税のない証明用）

- (カ) 法人市民税納税証明書
 - (キ) その他市長が必要と認める書類
- イ 補助金の交付を申請する者が個人事業者である場合
- (ア) 確定申告書（写）、源泉徴収表（過去2箇年分）など所得金額を証明するもの
 - (イ) 住民票
 - (ウ) 市民税納税証明書
 - (エ) その他市長が必要と認める書類

5 応募に関する質問・回答

- (1) この募集に関する質問がある場合は、質問書（第13号様式）に記入の上、まちづくり局拠点整備推進室まで持参してください（電話、郵送、FAX 及び電子メール等は不可）。
- (2) 質問に対する回答
質問書に対する回答については、後日、質問者に回答します。

6 補助対象者の審査

「川崎市インバウンドビジネス等推進モデル事業補助対象者審査・選定委員会（以下「審査・選定委員会」という。）」を設置し、次の5つの視点に基づき、事業効果、事業の継続性などを総合的に審査した上で、補助対象者を決定します。（月1回程度の開催を想定※応募状況により変更になる可能性があります）なお、審査の結果、交付を決定した事業者については、インバウンドビジネス等推進モデル事業補助金交付決定通知書（第2号様式）にて通知し、あわせて今後のスケジュールをお知らせいたします。

- (1) インバウンドビジネス促進への寄与
- (2) まちの賑わい創出・地域コミュニティの活性化
- (3) 事業実現性（建物等構造・資力信用）
- (4) 事業継続性（リノベーション後の事業運営等）
- (5) その他川崎市における施策との連携（木材利用促進事業等）

※審査・選定委員会開催にあたっては、応募者に、提出書類に基づく事業内容説明を行っていただきます。

※審査・選定委員会の開催日時等詳細は、応募者に個別に連絡します。

※なお、審査結果については一切の意義申し立てを認めません。

7 留意事項

- (1) 工事等は、令和2年2月末までに完了すること。
ただし、市長がやむを得ないと認めた場合においては、この限りではない。
- (2) 補助金交付を受ける権利を譲渡、担保に供しないこと。
- (3) 市内業者の育成及び市内経済の活性化の観点から、設計・工事等においては、市内企業の採用に努めること。

(4) 「川崎市インバウンドビジネス等推進モデル事業補助金交付要綱」の規定に違反した場合、補助金交付決定の取り消しや、既に交付した補助金の返還を求める場合があります。

(5) この募集に必要な書類の作成費用は、応募者の負担とします。